

あなたも 建交労へ加入を

すべての労災・職業病の根絶を



全日本建設交運一般労働組合 連絡事務所

建交労とは

職業病とは

労災補償制度について

建設労働者のみなさんへ

振動病とは

じん肺とは

アスベストとは

騒音性難聴の労災認定

じん肺健康管理区分

建交労とは

建交労は、戦後の混乱期に失業者を組織し、全日土建(のちの全日自労)として出発、「失業と貧乏と戦争に反対」「いのちと健康、くらしと権利をまもろう」をスローガンに長年とくりこんできました。80年に全国建設等の3労働組合と合同、91年に農村労連と合同、さらに99年に建設一般・運輸一般・全動労と合同し、現在の「全日本建設交通運輸労働組合」(略称 建交労)として名称もあらためました。

建設、運輸を中心とする労働者約5万人が結集しています。全国労働組合総連合(略称・全労連)に加盟しています。

さて、労働災害職業病による労災保険の新規受給者数は、いまなお年間55万人(厚生労働白書)からを超えています。そのうち重とくな休業4日以上の死傷者数は約12万人に達し、一度に3名以上が被災する重大災害は85年以降増えています。さらに、

職業病とは

仕事の原因で起きる病気です。削岩機やチェーンソーなどの振動工具を扱う労働者に発症する「振動障害」、騒音職場で発症する「騒音性難聴」、粉じん職場で働く労働者に発症する「じん肺」など多くの職業病があります。

職業病かどうかの判定は、非常にむずかしいため、国は「業務と疾病(しづべい)との因果関係が医学経験上明確にされた疾病」について法律で定め認定基準を規定しています。

労災認定するか否かは、労働基準監督署の署長が判断します。

労災申請のご相談は建交労へ

仕事の原因の病気であれば労災保険が適用されることになっています。早期発見、早期治療が原則です。たとえば、振動病や

労災補償制度について

労災保険は、仕事でケガしたり病気になった被災労働者を迅速・公正に保護し、社会復帰させるなどの制度として法律で定められています(労災保険第一條)。目的を達成するため必要な保険給付(補償)をおこないます(同第二條)。労働者の資格などにかかわらず、アルバイト、パートを含むすべての労働者に適用されます。ただし、公務員、船員には別の法律が適用されます。

保険給付は事業主が負担します。

- (労基法第七五条から八一条)
- 保険給付には
- 1 療養補償給付
 - 2 休業補償給付
 - 3 障害補償給付
 - 4 遺族補償給付
 - 5 葬祭料 が支給されます。

休業補償は平均賃金の8割(特別支給金含)

労災認定になると治療費は全額保険から

アスベスト(石綿)や長時間過密労働などによる「過労死」等の労災認定件数も高い水準で推移しています。「メンタルヘルス」や化学物質等による健康障害も増えつつあります。

なぜ労災職業病はなくなるらないのでしょうか。まず「ケガと弁当は自分もち」という考え方をなくさなければなりません。「みずから生命と健康はみずからがたかいた」という強い意志が必要です。しかし、一人ではさまざまな壁を乗り越えないといけません。

建交労全国労災職業病部会は、全国に専門のスタッフ(約80人)が配置され、医療機関などと連携して健康相談会などを随時開催しています。全国に振動病・じん肺・難聴などに罹患した多くの仲間たちが加入しています。生命と健康を守るとりくみに妥協は許されません。安全を確保し、労働者のいのちと健康を守る責任は、あくまでも使用者にあります。国や事業者が労働現場における安全で健康的な、そして快適な労働条件と作業環境をつくらせ、労災職業病をなくすために建交労に加入して一緒に力をあわせましょう。

労災職業病健康相談会



じん肺等を知らない労働者も多く、仕事から離れてから職業病だとわかるケースもあります。

労災認定を確実にかちとるためには、職業病に詳しい医師の診断と、事業主などの認定妨害に立ち向かえる労災の専門家の援助が重要です。

「もしかしたら…」と自覚症状のある人は、建交労にぜひご相談ください。

出ますし、休業補償は平均賃金の8割(6割十加給金2割)が365日分支給(全休治療が必要な場合)され、税金が免除されますから、療養に専念でき、健康を早く回復することができることになります。

「退職したから…」とあきらめないで

じん肺のように、粉じん職場を離れてから発病する病気もあります。労災保険では、仕事の原因の病気であれば、職場を退職・離れてからでも、職場がすでに倒産・廃業などで閉鎖されていても、この職場で働いていたという、なんらかの証拠があれば補償を受けられることになっています。

厚生年金・国民年金など受給しているが…

公的年金と労災保険は関係ありません。公的年金を受給していても、労災認定されれば休業補償は支給されます。さあ、お近くの建交労にご相談ください。

建交労とは

建設労働者のみなさんへ

アスベストとは

職業病とは

振動病とは

騒音性難聴の労災認定

労災補償制度について

じん肺とは

じん肺健康管理区分

建設労働者のみなさんへ

建設労働者は全国に560万人もいると言われ、日本の就業人口の中で一位を占めています。

国の公共事業費も多額の国家予算がつぎ込まれており、まさに土建大国です。

しかし、建設現場で働く労働者の労働条件は「きつい」「きたない」「危険」「給料が安い」など最悪です。そのうえに、現場でのケガや仕事による疾病、職業病などについて、一ツカと担当は自分持ち」と言っていて泣き寝入りさせられてきました。

人間らしく働ける職場をめざして、建交労には、建設技術者、ダンプ労働者、トンネル坑夫などが結集するようになり現在建設産業で働く労働者の皆となっています。

《じん肺、振動病などの要求を結集》

トンネル工事や土建の現場などでじん肺や振動障害に罹患した労働者が、労災補償を求めて組合に結集しています。

組合では、この仲間の生活と健康を守るために、安心して治療に専念し社会復帰するために、病院や診療所との連携や監督署や事業主との交渉などに力をいれています。トンネル坑夫のじん肺については、大手ゼネコンが粉じん対策を怠って来たことが原因だと、このようなことを二度と繰り返させないために、大手ゼネコンに対して「あやまれ、つくええ、なくせじん肺」の要求でたたかっています。



振動病とは

さく岩機、チェーンソー、刈払機などの振動の激しい機械を長時間使用することによって手指や前腕の血管障害、骨関節等の障害や中枢神経の障害等を訴えるようになります。これが振動病です。

《自覚症状》

手や腕のしびれ、痛み、冷え、こわばり、筋肉痛、肩こり等がだんだん強くなる。手や腕に力が入らない、手のひらに汗をかく、頭重や頭痛がする、眠れない。重症になると手指が白くなる、鷲手(手の指が変形する)手や腕の筋肉が落ちるなどの症状が現れ、顔を洗うことや、箸でご飯を食べることもできなくなります。

《振動障害の労災認定基準》

「さく岩機、鉋打機、チェーンソー等の振動工具を相当期間(1年以上)連続使用す

ることによって、手指、前腕等にしびれ、痛み等の障害を起こす疾病をいう(二〇七号通達)」としています。

振動工具を相当期間使用したうえで

①手指、前腕等にしびれ、痛み、冷え、こわばり等の自覚症状が持続的、間欠的に現れ且つ、次のイからハまでに掲げる障害全てに認められるか、またはそのいずれかが著名に認められる疾病であること。

イ、手指、前腕等の末梢循環障害
ロ、手指、前腕等の末梢神経障害
ハ、手指、前腕等の骨・関節・筋肉腱等の異常による運動機能障害

②レイノー現象の発現が認められた疾病であること。

となっており、イロハは検査基準が定められており専門医での検査が必要です。②のレイノー(白口現象)については、医師の視認、または写真等の客観的に認められる資料があれば認定条件を満たすとされています。レイノーの出る人は必ず写真を撮るようにならねばなりません。

じん肺とは

じん肺は大量の粉じんを吸入することによって、肺の内部に粉じんが付着し、その粉じんが糸状の物で包み込まれ固くなり、肺の機能が破壊されていきます。

じん肺は進行性の病気で現代医学でも治すことはできず不治の病として恐れられており、毎年、療養に専念する必要のある最重症のじん肺患者が1千名近く認定され続けています。

じん肺は、粉じん現場を離れてからも進み、肺結核、肺ガン等のいろいろな合併症を併発させ、そのうえ心臓まで悪くします。重症になると、酸素吸入の機械を離せなくなりセキやタンの発作に苦しみ、最後は呼吸困難におちいり命を奪われます。

《自覚症状》

朝起きるとセキやタンが出る、息苦しさ、息切れ、胸痛、不眠、めまい、動悸、脱力感等を自覚するようになる。

風邪を引きやすくなかなか治らない。同年代の者と一緒に歩けない、階段を昇ると息切れがする等を訴えるようになります。

《離職してから発病する》

じん肺は、進行性の病気で離職して発病するのが特徴です。炭鉱を離職して10年以上にもなるのにじん肺と診断されたという人が少なくありません。

粉じん現場で働いた経験のある人は一度じん肺検診を受けましょう。



建設労働者のみなさんへ
アスベストとは

振動病とは
騒音性難聴の労災認定

じん肺とは
じん肺健康管理区分

アスベストとは

石綿(アスベスト)は、天然に産出される鉱物です。多くの建設資材に使用されている白石綿、クリソタイルの他に、茶石綿、アモサイト、青石綿、クロシト、ライトなどがあります。

アスベストと健康障害

アスベストを吸い込むと気管から気管支、さらに肺の一番奥の肺胞にまで入り込み、排出されず体内に滞留します。そのことが原因で胸膜や肺に病気が発症したり、ガンが発生するなど重大な健康障害を引き起こします。

アスベストを吸入しておこるじん肺を石棉肺といい、強い肺機能障害を引き起こします。粉じんやアスベストの病気は、それを吸ってから20年から30年以上という長い潜伏期間のあとに現れます。本人だけでなく、衣類などに付着して、ご家族にも健康障害を引き起こす事例も起きています。

石綿の90%以上は建築材料に使用

日本では、アスベストの燃えにくい性質や圧力に強い性質を利用して、外壁材や天井材、スレート材として建物のいたるところで使われています。輸入された1千万トンのアスベストのうち9割が建材として使われました。

このほかにも、自動車のブレーキパッド、石油ストーブの芯、ボイラーやスチーム暖房のパイプの被覆など3千種類を超える製品に使われています。

専門の医師による診断・読影

アスベストに被ばくした人の診断やレントゲンX線写真などを読影診断ができる医師が多々いません。診断・読影できる医師・医療機関などと連携しています。「むかし、アスベストに触ったことがあるなあ…」と思いだしたら、もしくは身体に異常を感じたら、すぐにお近くの建交労に相談ください。

アスベストの被害の多い職種

- 大工 ○はり・解体工 ○鉄骨工
- スレート屋根工 ○保温工 ○空調工
- 石綿吹き付け工 ○配管工 ○水道配管工
- 窯 ○ブロック工 ○塗装工 ○左官工
- 床内装工 ○電工 ○造船工 ○鉄道関係
- 輸送関係 ○自動車修理 など

アスベストとは

騒音性難聴の労災認定

「金属研磨、鋳打ち、圧延等著しい騒音(85デシベル以上)を発する場所における業務に長時間(5年以上)従事していた者に発生した難聴を言う」(基発第一四九号)とし、この難聴は治療しても治らないとして、労災保険では、「障害」補償のみに限定しています。

障害の程度により四級から十四級まで区分され、耳鳴りについては十四級と十二級の二つに区分されています。

難聴の場合、障害補償は5年が時効と決められています。騒音職場を離れた日が時効の起算点となりますので注意が必要です。

「じん肺症の労災認定基準」

「じん肺とは、粉じんを吸入することによって肺に生じた繊維増殖性変化を主体とする疾病をいう」(じん肺法第二条)とし、粉じん職場に働く者については、じん肺健康診断にもとづいて、健康管理区分を管理1から4までに区分して、健

康管理を行うようにしています(法第四条第二項)。

そして、労災保険の適用を受けるのは「じん肺管理区分が管理4または合併症に罹患している者」(法第三三条)とし、管理区分が管理2と3の者については次の6つの合併症が「じん肺と密接な関係がある」として労災補償の対象として認められています。

合併症

- ① 肺結核
- ② 結核性胸膜炎
- ③ 続発性気管支炎
- ④ 続発性気管支拡張症
- ⑤ 続発性気胸
- ⑥ 原発性肺ガン

この中で一番多いのが続発性気管支炎ですが、これは自覚症状が「1年の内3か月以上毎日のようにセキとタンがある」と認められる者で、タンの検査で感染菌が確認された者は、続発性気管支炎として認定されることになっています。

じん肺健康管理区分

「健康管理区分とは」

じん肺は健康管理区分によって健康管理を行うことになっていますが、この管理区分はX線写真と肺機能検査によって管理1から4まで決められます。この内、管理4と管理2・3の合併症のついた人が療養の対象となります。

じん肺法にいうじん肺管理区分は、じん肺所見がない粉じん作業者を管理1とし、以下じん肺の病型によって、管理2から4まで分けています。

じん肺1型は管理2、じん肺2型は管理3のイ、じん肺3型と、じん肺4型のA、Bは管理3のロ、じん肺が一番進展したじん肺4型のCの場合は、管理4に区分されます。この他に、管理4とされるのは、じん肺があつて、これに「著しい肺機能障害がある」と判定された人です。

この管理区分に対応する予防措置としては、管理2では職場での粉じん曝露をできるだけ少なくするよう、環境管理を充実徹底させることが重要です。

管理3のイは、非粉じん作業への職場転換の勧奨が行われる。

また管理3のロは積極的に職場転換を行うよう指示が行われます。

じん肺の進行 (X線写真による)

管理区分	1	2	3イ	3ロ	3ロ	3ロ	4(注)
	所見なし	1型	2型	3型	4型A	4型B	4型C
X線写真の像							

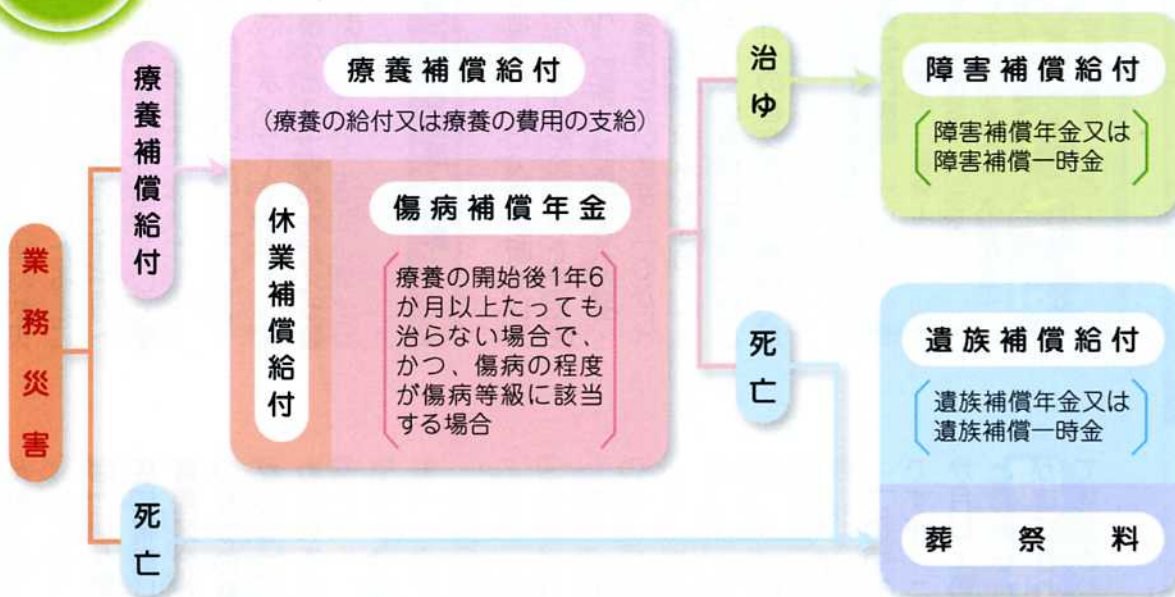
肺気腫

(注) 管理4については、X写真の像が1型-4型(A・B)であっても、著しい肺機能障害があると診断されると管理4になります。

騒音性難聴の労災認定

じん肺健康管理区分

労災保険
給付内容



労災請求
手続きの
しくみ



注) 国家公務員、地方公務員、船員などについては労災保険法に基づく上記の手続きではなく、別の法律による手続きとなります。



全日本建設交通一般労働組合(建交労) 全国労災職業病部会

〒169-0073 東京都新宿区百人町4-7-2 全日自労会館 電話 /03-3360-8021 FAX /03-3368-32